［条を削る。］ ［第四章　雑則］ （雑則） **第七十六条**　この省令に定めるもののほか、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。	（補職の特例） **第六十九条**　幕僚副長の職については、陸将補又は二等陸佐をもつて充てることができる。 ［第四章　同上］ （雑則） **第七十条**　この省令に定めるもののほか、方面総監部、師団司令部、旅団司令部及び中央即応集団司令部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年三月二十七日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第七号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があつたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二日　　国家公安委員会委員長　小此木八郎

名簿記載者公告番号　ＱＩ―80（ジャメル・ルニーシー（DJAMEL LOUNICI））

1　変更前

氏名　ジャメル・ルニーシー（DJAMEL LOUNICI）

名簿に記載された年月日　2004年１月16日（2008年４月７日、12月２日、2009年１月30日及び2011年５月16日に改訂）

その他参考となるべき事項　父親の名前はAbdelkader。母親の名前はJohra　Birouh。2008年11月にイタリアからアルジェリアに戻り、同国に居住している。オスマーン・ダルムシー（ＱＩ―85）の義理の息子。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。

2　変更後

氏名　ジャメル・ルニーシー（DJAMEL LOUNICI (original script : جمال لونيسي)）

名簿に記載された年月日　2004年１月16日（2008年４月７日、12月２日、2009年１月30日、2011年５月16日及び2018年２月14日に改訂）

その他参考となるべき事項　父親の名前はAbdelkader。母親の名前はJohra Birouh。2008年９月にフランスからアルジェリアに戻り、同国に居住している。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年７月27日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/4525545

○外務省告示第六十四号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成三十年外務省告示第十三号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百八十五号に基づき設立された各理事会委員会が平成三十年二月十四日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（ｂ）、第千三百三十三号８（ｃ）、第千九百八十八号１（ａ）、第二千二百五十三号２（ａ）及び第二千二百五十五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二日　　外務大臣　河野　太郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表） １．～413.　［略］ 414.　ジャメル・ルニーシー（別名：ジャマール・ルニーシー） DJAMEL LOUNICI (original script : جمال لونيسي) (a.k.a. : Jamal Lounici) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1962年２月１日 出生地：Algiers, Algeria 国籍：アルジェリア 旅券番号：不明	（別表） １．～413.　［同左］ 414.　ジャメル・ルニーシー（別名：ジャマール・ルニーシー） DJAMEL LOUNICI (a.k.a. : Jamal Lounici) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1962年２月１日 出生地：Algiers, Algeria 国籍：アルジェリア 旅券番号：不明